

通帳制定期預金規定集

中国銀行

目 次

通帳制定期預金規定集

共通規定	2
通帳制自由金利型期日指定定期預金規定	5
通帳制自動継続自由金利型期日指定定期預金規定	6
通帳制自由金利型定期預金（M型）規定 [単利型]	8
通帳制自由金利型定期預金（M型）規定 [複利型]	11
通帳制自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 [単利型]	13
通帳制自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 [複利型]	16
通帳制自由金利型定期預金規定	18
通帳制自動継続自由金利型定期預金規定	20
通帳制自由満期型定期預金規定	22
通帳制自動継続自由満期型定期預金規定	24
通帳制変動金利定期預金規定（預入期間2、3年 [単利型]）	26
通帳制変動金利定期預金規定（預入期間3年 [複利型]）	28
通帳制自動継続変動金利定期預金規定（預入期間2、3年 [単利型]）	30
通帳制自動継続変動金利定期預金規定（預入期間3年 [複利型]）	32
中銀しあわせ預金規定	34
目的積立わくわくプラン規定	39
こども積立規定	44
お客さまへ	47

通帳制定期預金規定集 共通規定

1.(証券類の受入れ)

小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、口座開設店(以下「当店」という。)で返却します。

2.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

通帳や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

通帳または届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3.(印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4.(譲渡、質入れの禁止)

この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

5.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

この預金は、満期日または据置期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日または最長預入期限の前日までの期間については約定利率、満期日または最長預入期限以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息の差額を清算するものとします。

変動金立定期預金については、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日ま

として、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6.(預金口座の開設をお断りする場合等)

この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が当行との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

7.(成年後見人等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・成年後見人・成年後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人・任意後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。

すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

前4項の届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

8.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合

の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

この『共通規定』は、通帳制のすべての定期預金に適用いたしますので、該当する定期預金の規定とともにぜひご一読ください。

以 上

(2020年4月1日現在)

通帳制自由金利型期日指定定期預金規定

1.(預金の最低金額)

この預金の預入れは一口1円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2.(預金の支払時期等)

この預金は、第4条に基づき解約されない限り、満期日以後に利息とともに支払います。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳記載の据置期間満了日)から通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。なお、この預金の全部または一部の支払の申し出があった日を満期日の指定があった日とみなします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

3.(利息)

この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

1年以上2年未満 通帳記載の「2年未満」の利率

2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

6か月未満 解約日における普通預金の利率

6か月以上1年未満 2年以上利率×40%(小数点第4位以下は切捨てます。)

5.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

(2020年4月1日現在)

通帳制自動継続自由金利型期日指定定期預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは一口1円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (自動継続)

この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に自由金利型期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を口座開設店(以下「当店」という。)に申し出てください。

3. (預金の支払時期等)

この預金は、第5条に基づき解約されない限り、次に定める満期日以後に支払います。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳記載の据置期間満了日。継続したときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。なお、この預金の全部または一部の支払の申し出があった日を満期日の指定があった日とみなします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

継続停止の申し出があり満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

継続停止の申し出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、引続き自動継続の取扱いをします。

4. (利息)

この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

1年以上2年未満 通帳記載の「2年未満」の利率

2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れられます。

継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

6か月未満 解約日における普通預金の利率

6か月以上1年未満 2年以上利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）

6.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

（2020年4月1日現在）

通帳制自由金利型定期預金（M型）規定[単利型]

1.（預金の支払時期）

この預金は、第3条に基づき解約されない限り、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、自動解約入金方式を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.（利息）

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日または10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日から今回の中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、この預金のうち、満期日を預入日から2年としたもの（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、当行所定の基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一とする預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上4年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×30%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- D 3年以上5年未満 約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- D 3年以上4年未満 約定利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- E 4年以上5年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- D 3年以上4年未満 約定利率×30%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- E 4年以上5年未満 約定利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- F 5年以上6年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- G 6年以上7年未満 約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- H 7年以上8年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- I 8年以上9年未満 約定利率×80%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- J 9年以上10年未満 約定利率×90%（小数点第4位以下は切捨てます。）

前記 から において、普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。

4.（中間利息定期預金）

中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

中間利息定期預金の利息については、次により取扱います。

中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出の印章を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに第1条の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

5.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般

の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)

通帳制自由金利型定期預金（M型）規定[複利型]

1.（預金の支払時期）

この預金は、第3条に基づき解約されない限り、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、自動解約入金方式を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.（利息）

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。

預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×30%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- D 3年以上4年未満 約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- D 3年以上4年未満 約定利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- E 4年以上5年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）
C	2年以上3年未満	約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
D	3年以上4年未満	約定利率×30%（小数点第4位以下は切捨てます。）
E	4年以上5年未満	約定利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）
F	5年以上6年未満	約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）
G	6年以上7年未満	約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）
H	7年以上8年未満	約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）
I	8年以上9年未満	約定利率×80%（小数点第4位以下は切捨てます。）
J	9年以上10年未満	約定利率×90%（小数点第4位以下は切捨てます。）

前記 から において、普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。

この預金の預入金額が300万円以上で満期日前に一部解約をした結果、残りの金額が300万円未満となり、満期日前に、再度、解約または一部解約する場合の適用利率については、次により取扱います。

預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の規定を適用します。

300万円未満の金額となった日から次の解約日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の から の利率算定式における約定利率を通帳記載の300万円未満とします。

上記第4項により300万円未満の金額となった預金の満期日が到来したときは、預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については通帳記載の約定利率を、300万円未満の金額となった日から満期日の前日までの利率については通帳記載の300万円未満利率を適用します。

4.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

（2020年4月1日現在）

通帳制自動継続自由金利型定期預金（M型）規定[単利型]

1.（自動継続）

この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日または10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日または10年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 2年以上4年未満 約定利率×50%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 2年以上3年未満 約定利率×30%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- D 3年以上5年未満 約定利率×60%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- D 3年以上4年未満 約定利率×40%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- E 4年以上5年未満 約定利率×70%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- D 3年以上4年未満 約定利率×30%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- E 4年以上5年未満 約定利率×40%(小数点第4位以下は切捨てます。)

F	5年以上6年未満	約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）
G	6年以上7年未満	約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）
H	7年以上8年未満	約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）
I	8年以上9年未満	約定利率×80%（小数点第4位以下は切捨てます。）
J	9年以上10年未満	約定利率×90%（小数点第4位以下は切捨てます。）

前記 から において、普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。

4 .(中間利息定期預金)

中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

中間利息定期預金については、次により取扱います。

中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出の印章を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

5 .(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020 年 4 月 1 日現在)

通帳制自動継続自由金利型定期預金（M型）規定[複利型]

1.（自動継続）

この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。

預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）

C 2年以上3年未満 約定利率×30%（小数点第4位以下は切捨てます。）

D 3年以上4年未満 約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）

C 2年以上3年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）

D 3年以上4年未満 約定利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）

E 4年以上5年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）

C 2年以上3年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）

D 3年以上4年未満 約定利率×30%（小数点第4位以下は切捨てます。）

E 4年以上5年未満 約定利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）

F 5年以上6年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

G 6年以上7年未満 約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）

H 7年以上8年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）

I 8年以上9年未満 約定利率×80%（小数点第4位以下は切捨てます。）

J 9年以上10年未満 約定利率×90%（小数点第4位以下は切捨てます。）

前記 から において、普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。

この預金の預入金額が300万円以上で満期日前に一部解約をした結果、残りの金額が300万円未満となり、満期日に、再度、解約または一部解約する場合の適用利率については、次により取扱います。

預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の規定を適用します。

300万円未満の金額となった日から次の解約日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の から の利率算定式における約定利率を通帳記載の300万円未満とします。

上記第4項により300万円未満の金額となった預金の満期日が到来したときは、預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については通帳記載の約定利率を、300万円未満の金額となった日から満期日の前日までの利率については通帳記載の300万円未満利率を適用します。

4.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

（2020年4月1日現在）

通帳制自由金利型定期預金規定

1.(預金の支払時期)

この預金は、第3条に基づき解約されない限り、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、自動解約入金方式を指定された時は、通帳記載の満期日に自動的に解約し利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.(利息)

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日または10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.(預金の解約、書替継続)

この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(CおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率 × 30%

C 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 - 約定利率 × 30%

B 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

4 . (規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)

通帳制自動継続自由金利型定期預金規定

1.(自動継続)

この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.(利息)

この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日または10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。

この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日または10年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率 × 30%

C 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 - 約定利率 × 30%

B 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

4.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

（2020年4月1日現在）

通帳制自由満期型定期預金規定

1.(預金の預入限度等)

この預金の預入れは一口1円以上1,000万円未満とします。預入れの際は必ず通帳を持参してください。

2.(預金の支払時期等)

この預金は、第4条に基づき解約されない限り、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日(以下「据置期日」といいます。)以後の任意の日に利息とともに支払います。

この預金の一部支払いは、通帳記載の据置期日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。

3.(利息)

この預金の利息は、解約時に預入日から解約日(最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。

6か月以上1年未満

1年以上2年未満

2年以上3年未満

3年以上4年未満

4年以上5年未満

5年

この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約、一部支払いまたは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を据置期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

5.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合

の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)

通帳制自動継続自由満期型定期預金規定

1.(預金の預入限度等)

この預金の預入れは一口1円以上1,000万円未満とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2.(自由継続)

この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に自由満期型定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を口座開設店(以下「当店」という。)に申し出てください。

3.(預金の支払時期等)

この預金は、第5条に基づき解約されない限り、預金の全部または一部について預入日(継続したときはその継続日)の6か月後の応当日(以下「据置期日」といいます。)以後の任意の日に利息とともに支払います。

この預金の一部支払いは、通帳記載の据置期日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。なお、この預金の一部支払いをしたときはその残りの金額について、引き続き自動継続の取扱いをします。

4.(利息)

この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは解約日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算します。

6か月以上1年未満

1年以上2年未満

2年以上3年未満

3年以上4年未満

4年以上5年未満

5年

継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れられます。

解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約、一部支払いまたは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認

書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を据置期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をした場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

6 .(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)

通帳制変動金利定期預金規定（預入期間 2、3 年[単利型]）

1.（預金の支払時期）

この預金は、第 4 条に基づき解約されない限り、通帳記載の満期日以後に支払います。

なお、自動解約入金方式を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその 6 か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M 型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の利率または上記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率（以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）に 70% を乗じた中間利払利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

この預金を上記 1. の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり支払います。

預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日

における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A 預入日の2年後の応当日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b 1年以上2年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日としたこの預金の場合

a 6か月以上2年未満 約定利率×20%

b 2年以上3年未満 約定利率×50%

5.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

(2020年4月1日現在)

通帳制変動金利定期預金規定（預入期間3年[複利型]）

1.（預金の支払時期）

この預金は、第4条に基づき解約されない限り、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、自動解約入金方式を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

この預金を上記1.の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

6か月未満

解約日における普通預金の利率

6か月以上2年未満

約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）

2年以上3年未満

約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

5.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの変更、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合

の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)

通帳制自動継続変動金利定期預金規定（預入期間 2、3 年[単利型]）

1.（自動継続）

この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその 6 か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M 型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2. および 3. において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその 6 か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M 型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の利率または上記 2. により利率を変更したときは変更後の利率、継続後の預金については上記 1. の利率（以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）に 70% を乗じた中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の約定利率に 70% を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の

提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり支払います。

預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A 預入日の2年後の応当日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b 1年以上2年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日としたこの預金の場合

a 6か月以上2年未満 約定利率×20%

b 2年以上3年未満 約定利率×50%

5.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

(2020年4月1日現在)

通帳制自動継続変動金利定期預金規定（預入期間3年[複利型]）

1.（自動継続）

この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2.および3.において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1.の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取るときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

6か月未満 解約日における普通預金の利率

6か月以上2年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）

2年以上3年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

5.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

（2020年4月1日現在）

中銀しあわせ預金規定

1. (預金の預入れ等)

この預金の預入れは、1口あたり5,000円以上(1,000円単位)3,000,000円未満とし、毎回口座振替の方法により預入れるものとします。

この預金は口座振替のほか、現金・小切手その他の証券類により当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。

この預金の預入れ口数は当行が定めた口数を限度とします。

2. (口座振替による預入れ)

振替口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

振替口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって口座開設店に届け出てください。

3. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金への預入れは、預金名義人が個人であるか、または法人(団体等を含みます。)であるかによって次のとおり区分し、さらにそのいずれかの型によるかは預金者の指定をうけて取扱います。

個人名義の口座

自由受取型

A 預入れ(後記Bに規定する継続を含みます。)のつど、各別の「3年後の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金」(以下「3年指定定期」といいます。)とします。

B 「3年指定定期」は満期日指定の申し出のない限り最長預入期限到来日における元利合計額またはこれに同期日に預入れされた金額を合算した金額をもって「3年指定定期」として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

C 3年指定定期の満期日は預入れ日から1年経過した後は指定することができます。なお、この預金の全部または一部の支払の申し出があった日を満期日の指定があった日とみなします。

分割受取型

A おはじめの日から通帳記載の受取開始日の前日までの期間において次のとおり取扱います。なお、この預金は受取開始日の前3か月目の応当日まで預入れることができます。

預入れ(後記 に規定する継続を含みます。)のつど次の各別の定期預金とします。

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年3か月以上の場合……「3年指定定期」

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年を超え2年3か月未満の場合……1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(以下「自由金利型1年定期預金(M型)」)といいます。)

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年以下の場合……受取開始日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金

預入日(または継続日)から受取開始日までの期間が1年未満の場合……受取開始日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

「3年指定定期」、自由金利型1年定期預金(M型)の満期日が到来した場合はその元利合計額または満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額と継続後の預入期間に応じて、上記 に規定する定期預金のいずれかに継続します。継続された預金についても以後同様とします。

B 通帳記載の受取開始日においては次のとおり取扱います。

受取開始日に満期日が到来している各別の定期預金の元利金の合計額を通帳記載の受取回数で除した金額(100円単位とし、100円未満の端数があるときは後記により取扱います。)をあらかじめ指定された預金口座へ入金する方法で支払います。

前記により算出された金額(ただし100円単位とします。)を元金として、預金金額がおのこの同一の次の11口の定期預金(以下「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成し、この預金に預入れます。

- 3か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)
- 6か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)
- 9か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)
- 1年目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 1年3か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 1年6か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 1年9か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 2年目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 2年3か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 2年6か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 2年9か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金

受取開始日に満期日の到来している各別の定期預金の元利金の合計額から前記により支払われた金額と前記により作成された定期預金(満期支払口)の元金合計額を差引いてなお残額があるときは、この残額を元金として「3年指定定期預金」(以下「定期預金(継続口)」といいます。)を作成し、この預金に預入れます。

C 定期預金(満期支払口)は、おのこのその満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座へ入金する方法で支払います。

D 定期預金(継続口)は満期日に前記Bの～の順序に従い取扱い以後も同様とします。この場合、前記Bの、に「受取開始日に満期日の到来している各別の定期預金」とあるのは「定期預金(継続口)」に、「通帳記載の受取回数」とあるのは「通帳記載の受取回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとします。また、残余の受取回数が12回に満たない場合は、前記Bのに定める順序に従い定期預金(満期支払口)を作成し、この預金に預入れます。ただし、元金は100円単位とし、100円未満の端数があるときは、その100円未満の金額の合計額を預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)の元金に加算します。

E 前記Dにより作成された定期預金(継続口)の満期日が到来したときも前記Dにより取扱うものとし、以後も同様とします。

F 通帳の最終受取日以後この預金口座の残高はありませんので通帳は無効となります。

一括受取型

おはじめの日から通帳記載の受取日の前日までの期間において次のとおり取扱います。なお、この預金は受取日の前1か月目の応当日まで預入することができます。この預金は受取日以後に支払います。

A 預入れ(後記Bに規定する継続を含みます。)のつど次の各別の定期預金とします。

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取日までの期間が2年1か月以上の場合……「3年指定定期」

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取日までの期間が2年を超え2年1か月未満の場合……

自由金利型 1 年定期預金 (M 型)

預入日 (または継続日) の 1 年後の応当日から受取日までの期間が 2 年以下の場合……受取日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金

預入日 (または継続日) から受取日までの期間が 1 年未満の場合……受取日を満期日とする自由金利型定期預金 (M 型)

- B 「3 年指定定期」、自由金利型 1 年定期預金 (M 型) の満期日が到来した場合はその元利合計額または満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額と継続後の預入期間に応じて、上記 A に規定する定期預金のいずれかに継続します。継続された預金についても以後同様とします。

法人名義の口座

一括受取型

おはじめの日から通帳記載の受取日の前日までの期間においては、その預入れ (継続および後記 4 . A に規定する中間利払預入を含みます。) のつど次の内容の自由金利型定期預金 (M 型) として取扱います。この預金は受取日以後に支払います。

- A 預入日 (または継続日) の 2 年後の応当日から受取日までの期間が、1 か月以上の場合……自由金利型 2 年定期預金 (M 型)
- B 預入日 (または継続日) の 2 年後の応当日から受取日までの期間が 1 か月未満の場合 (ただし、この応当日が受取日となる場合を除きます。) ……自由金利型 1 年定期預金 (M 型)
- C 預入日 (または継続日) の 2 年後の応当日が受取日以降となる場合……受取日を満期日とする自由金利型定期預金 (M 型)
- D 中間利払いによる預入分……自由金利型 1 年定期預金 (M 型)

4 . (利息)

この預金の利息は、次のとおり計算します。

預金が自由金利型期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日 (または継続日) から最長預入期限の前日までの日数について、預入日 (または継続日) 現在における次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法により計算します。

- A 1 年以上 2 年未満 当行所定の自由金利型期日指定定期預金利率の「2 年未満」の利率
- B 2 年以上 当行所定の自由金利型期日指定定期預金利率の「2 年以上」の利率 (以下「2 年以上利率」という。)

預金が自由金利型定期預金 (M 型) の場合

預入金額ごとにその預入日 (または継続日) から満期日の前日までの日数について、預入日における当行所定の自由金利型定期預金 (M 型) の利率によって計算します。

ただし、自由金利型 2 年定期預金 (M 型) の利息は次によります。

- A 預入日 (または継続日) の 1 年後の応当日 (以下「中間利払日」といいます。) に中間利払率による中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として支払い、中間利払日にこの預金に預入れられるものとします。
- B 中間払利息を差引いた利息の残額 (以下「満期払利息」といいます。) は満期日に支払います。この満期払利息は、解約の申し出のない限り満期日に元金に組入れます。

前、の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日 (すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日) から適用します。

満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、第6条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.(非課税貯蓄限度額および一口の取扱限度額超過時の取扱)

利息の元金組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度額または一口の取扱限度額を超過するときは、次により取扱いま

す。

利息を毎回振替えている振替口座に入金のうえ、元金を継続します。

振替口座のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

6.(預金の解約)

この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預金が自由金利型期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算します。

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 第4条第1項第2号の適用利率×50%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 1年以上2年未満 第4条第1項第2号の適用利率×70%(小数点第4位以下は切捨てます。)

この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでにこの預金を1口毎に順次解約いたします。

解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数が多いものとします。ただし法人名義口座については預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数の少ないものからとします。

7.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

8 .(付則)

本規定に定める一括受取型の口座は、平成9年6月17日以降は新たに取扱いません。

以 上

(2020年4月1日現在)

中銀総合口座取引をご利用なさるお客さまへ

積立定期通帳による中銀しあわせ預金の自由受取型(以下「積立定期預金」という。)は、中銀総合口座取引の定期預金取引と同様に利用することができます。この場合、上記通帳に記載されました積立定期預金は、「総合口座自動継続定期預金・担保明細」に記載されました預金と同様に、別にお渡しした「中銀総合口座取引規定」および、下記の「中銀総合口座取引追加規定」によって、上記積立定期預金を担保としてご融資します。

中銀総合口座取引追加規定

1. 積立定期通帳(以下「本通帳」という。)には、総合口座担保と記載をします。
2. 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳のほか、本通帳も含むものとします。
3. 本積立定期預金を解約・書替継続するときは、本通帳を提出してください。また、総合口座の普通預金口を解約する場合には、総合口座通帳のほか、本通帳も持参してください。

以 上

(2020年4月1日現在)

目的積立わくわくプラン規定

1.(預金の預入れ等)

この預金への預入れは口座振替の方法によるものとし、1口あたり5,000円以上(1,000円単位)とします。振替口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

この預金は口座振替のほか、1口あたり10,000,000円未満のものについて現金・小切手その他の証券類により当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。なお、1口あたり10,000,000円以上のものについては、口座開設店(以下「当店」という。)において預入れできます。

この預金の預入れ口数は当行が定めた口数を限度とします。

2.(証券類の受入れ)

小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3.(預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金口座を開設するときには、自由受取型、一括受取型またはおまとめサービス型のいずれかを指定してください。

自由受取型を指定されたときは、次のとおり取扱います。

A 個人名義の場合

預入れ(後記に規定する継続を含みます。)のつど、各別の「3年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(複利型)」(以下「自由金利型定期預金(M型)3年(複利型)」といいます。)とします。

「自由金利型定期預金(M型)3年(複利型)」は、満期日における元利合計額またはこれに同期日に預入された金額を合算した金額をもって「自由金利型定期預金(M型)3年(複利型)」として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

B 法人名義の場合

預入れ(後記に規定する継続を含みます。)のつど、各別の「3年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(単利型)」(以下「自由金利型定期預金(M型)3年(単利型)」といいます。)とします。

「自由金利型定期預金(M型)3年(単利型)」は、満期日における元利合計額またはこれに同期日に預入された金額を合算した金額をもって「自由金利型定期預金(M型)3年(単利型)」として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

一括受取型を指定されたときは、最終受取日を初回預入日から6か月以上5年以内で指定してください。

おまとめサービス型を指定されたときは、受取開始日を初回預入日から6か月以上3年以内で、また、おまとめ期間を6か月、1年、2年、3年の中から指定してください。ただし、受取開始日は2月29日を指定することはできないものとし、また、受取開始日を29日、30日、31日とした場合はおまとめ期間として6か月を指定できないものとします。この場合、受取日は、当該受取開始日から当該おまとめの期間を経過した応当日を次の受取日とし、以後、受取日から当該おまとめ期間を経過した応当日をそれぞれ次の受取日とします。

この預金のうち、一括受取型またはおまとめサービス型は、最終受取日の1か月前の応当日まで預入れることができます。なお、おまとめサービス型で振替終了日を指定されたときは、振替終了日以後の最初に到来する受取日を最終受取日とします。

この預金のうち、一括受取型またはおまとめサービス型は、預入日から預入日以後の最初に到来する受取日（以下「次回受取日」という。）までの期間に応じて次のとおり取扱います。

ただし、おまとめサービス型の次回受取日までの期間が1か月未満の場合は、預入日から次回受取日の次の受取日までの期間に応じて同様にお取扱います。なお、この場合、「次回受取日」とあるのは「次回受取日の次の受取日」と読み替えるものとします。

個人名義の場合

A 預入れ（後記Bに規定する継続を含みます。）のつど次の各別の定期預金とします。

預入日（または継続日）の3年後の応当日から次回受取日までの期間が1か月以上の場合

3年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）複利型

預入日（または継続日）の3年後の応当日から次回受取日までの期間が1か月未満の場合（ただし、この応当日が次回受取日となる場合を除きます。）

1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

預入日（または継続日）の3年後の応当日が次回受取日以降となる場合

次回受取日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

B 上記A、の定期預金の満期日が到来した場合は、その元利合計額および次の金額を合算した金額をもって次回受取日までの期間に応じて、上記Aに規定する定期預金のいずれかに継続します。継続後の金額についても以後同様とします。

その満期日に預入れがある場合はその預入金額

なお、合算後の金額が300万円以上となるときは、この預入金額は合算しません。

その満期日に後記5. に規定する中間利息定期預金の満期日が到来した場合はその中間利息定期預金の元利合計額

法人名義の場合

A 預入れ（後記Bに規定する継続を含みます。）のつど次の各別の定期預金とします。

預入日（または継続日）の3年後の応当日から次回受取日までの期間が1か月以上の場合

3年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

預入日（または継続日）の3年後の応当日から次回受取日までの期間が1か月未満の場合（ただし、この応当日が次回受取日となる場合を除きます。）

1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

預入日（または継続日）の3年後の応当日が次回受取日以降となる場合

次回受取日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

B 上記A、の定期預金の満期日が到来した場合は、その元利合計額および次の金額を合算した金額をもって次回受取日までの期間に応じて、上記Aに規定する定期預金のいずれかに継続します。継続後の金額についても以後同様とします。

その満期日に預入れがある場合はその預入金額

なお、合算後の金額が300万円以上となるときは、この預入金額は合算しません。

その満期日に後記5. A に規定する自由金利型定期預金（M型）の満期日が到来した場合はその自由金利型定期預金（M型）の元利合計額

4.（預金の支払時期等）

自由受取型の場合

この預金に受入れた3年スーパー定期の継続を停止するときは、その預金の満期日（継続をしたときはその満期日）

までにその旨を当店に申し出てください。この申し出があったときは、満期日以後に支払います。

一括受取型およびおまとめサービス型の場合

この預金は、受取日に満期日が到来した定期預金を自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金金はあらかじめ指定された預金口座（以下「受取指定口座」といいます。）に入金するものとします。

5. (利息)

この預金の利息は、次のとおり計算します。

預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）3年（複利型）の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率（以下「約定利率」といいます。）によって、6か月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れます。

預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）3年（単利型）の場合

A 預入金額ごとにその約定日数および預入日（継続をしたときは継続日）現在における当行所定の約定利率によって計算し、次により取扱います。

預入日（または継続日）の1年後の応当日（以下「第1回中間利払日」といいます。）に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、および預入日の2年後の応当日（以下「第2回中間利払日」といいます。）に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、預入日（または継続日）における当行所定の中間利払利率（前記Aの約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払い、第1回中間利払日または第2回中間利払日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記3.

による該当期間の自由金利型定期預金（M型）を作成し、この預金に預入れます。その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

中間払利息を差引いた利息の残額は満期日に支払います。

預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）（預入期間3年を除く。）の場合

A 預入金額ごとにその約定日数および預入日（継続をしたときは継続日）現在における当行所定の約定利率によって計算し、取扱います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日の1年後の応当日に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、当行所定の中間払利息を利息の一部として支払い、中間利払日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記3.

による該当期間の自由金利型定期預金（M型）を作成し、この預金に預入れます。その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

中間払利息を差引いた利息の残額は満期日に支払います。

前、またはの利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額について、その預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、第7条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (非課税貯蓄限度額を超過した時の取扱い)

利息の元金組入れにより、この口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、次により取扱います。

利息を毎回振替えている振替口座に入金のうえ、元金を継続します。

振替口座のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、利息を受取指定口座に入金のうえ、元金を継続します。

前記5. A に規定する自由金利型定期預金（M型）の作成によりこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、中間払利息は前項と同様に取扱います。

7.（預金の解約）

この預金を解約（各別の定期預金を解約する場合があります。）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。ただし、前記4.の規定により受取指定口座へ入金する場合には、払戻請求書および通帳の提出は必要ありません。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は、預入金額ごと預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、満期日を預入日から3年としたものは、その預入日から解約日の前日までの日数について6か月複利の方法で計算します。

預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした自由金利型定期預金（M型）単利型 の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の3年後の応当日を満期日とした自由金利型定期預金（M型）単利型・自由金利型定期預金（M型）複利型 の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。解約する順序は特に指定のない限り、預入日（または継続日）から解約日までの日数の少ないものからとします。

8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

通帳や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

通帳または届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行

は責任を負いません。

10.(譲渡、質入れの禁止)

この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11.(通帳の有効期限)

この規定によりお預りした預金について、最終受取日を指定された場合、その最終受取日に元利息を受取指定口座に入金した後は、通帳は無効となります。

12.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)

こども積立規定

1. (預金の預入れ等)

この預金への預入れは口座振替の方法によるものとし、1口あたり5,000円以上(1,000円単位)とします。振替口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼に記載のとおりとします。

この預金は口座振替のほか、1口あたり10,000,000円未満のものについて現金・小切手その他の証券類により当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。なお、1口あたり10,000,000円以上のものについては、口座開設店(以下「当店」という。)において預入れできます。

この預金の預入れ口数は当行が定めた口数を限度とします。

2. (証券類の受入れ)

小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金は、満期日の設定がない自由受取型としてお預りします。

この預金は、個人預金に限って取扱います。

この預金は、預入れ(または継続)のつど、預入日(継続をしたときはその継続日)の3年後の応当日を満期日とする6か月複利の自由金利型定期預金(M型)(以下「3年スーパー定期(複利型)」といいます。)としてお預りします。

この預金は、満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前回と同一の期間の3年スーパー定期(複利型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

同一日に預入れられたこの預金(前記による自動継続分の預金も含む。)は、これをとりまとめ1口の3年スーパー定期(複利型)としてお預りします。

4. (預金の支払時期等)

この預金に受入れた3年スーパー定期(複利型)の継続を停止するときは、その預金の満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申し出てください。この申し出があったときは、満期日以降に支払います。

5. (利息)

この預金の利息は、次のとおり計算します。

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率(以下「約定利率」といいます。)によって、6か月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れます。

前記の利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初の継続される日)から適用します。

継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、第7条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (非課税貯蓄限度額を超過した時の取扱い)

利息を毎回振替えている振替口座に入金のうえ、元金を継続します。

振替口座のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

7.(預金の解約)

この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は、預入金額ごと預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、満期日を預入日から3年としたものは、その預入日から解約日の前日までの日数について6か月複利の方法で計算します。

預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした自由金利型定期預金（M型）単利型の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の3年後の応当日を満期日とした自由金利型定期預金（M型）単利型・自由金利型定期預金（M型）複利型の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでにこの預金を1口毎に順次解約いたします。

解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数が多いものとし、ただし法人名義口座については預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の少ないものからとします。

8.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

通帳や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

通帳または届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9.(印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10.(譲渡、質入れの禁止)

この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)

お客さまへ

お預かりする預金の「定期預金通帳」への表示は下記のとおりとなります。

「満期時のお取扱」欄

自動継続定期預金（元利継続型）
自動継続定期預金（元金継続型）
普通定期預金（印字しない）

「元利継続型」～元金：自動継続、利息：元金に組込み

「元金継続型」～元金：自動継続、利息：お利息金入金口座へ入金

「お利息受取方法」欄

定期.....定期預金へご入金します。
普通.....普通預金へご入金します。
貯蓄.....貯蓄預金へご入金します。
当座.....当座預金へご入金します。
現金.....現金でお支払いします。

自由金利型期日指定定期預金（通帳には「期日指定」として表示）を預入れする場合には、「満期時のお取扱」欄のいずれか選択していただき、「利率」欄に「2年以上利率」、「中間利払利率」欄に「2年未満利率」を表示します。

自由満期型定期預金（通帳には「自由満期」として表示）を預入れする場合には、「利率」欄に「5年利率」、「中間利払利率」欄に「6か月以上利率」を表示します。

なお、「定期預金通帳」をお持ちのお客様については、次の預金規定を適用します。

- ・通帳制自由金利型期日指定定期預金規定
- ・通帳制自動継続自由金利型期日指定定期預金規定
- ・通帳制自由金利型定期預金（M型）規定 [単利型]
- ・通帳制自由金利型定期預金（M型）規定 [複利型]
- ・通帳制自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 [単利型]
- ・通帳制自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 [複利型]
- ・通帳制自由金利型定期預金規定
- ・通帳制自動継続自由金利型定期預金規定
- ・通帳制自由満期型定期預金規定
- ・通帳制自動継続自由満期型定期預金規定
- ・通帳制変動金利定期預金規定（預入期間2、3年 [単利型]）
- ・通帳制変動金利定期預金規定（預入期間3年 [複利型]）
- ・通帳制自動継続変動金利定期預金規定（預入期間2、3年 [単利型]）
- ・通帳制自動継続変動金利定期預金規定（預入期間3年 [複利型]）
- ・共通規定（通帳制定期預金規定集）
- ・中銀キャッシュカード規定（キャッシュカードによる振替をご利用になる場合）

「積立定期通帳」をお持ちのお客さま（中銀しあわせ預金としてお預けいただいているお客さま）については、次の預金規定を適用します。

- ・中銀しあわせ預金規定
- ・共通規定（通帳制定期預金規定集）
- ・中銀キャッシュカード規定（キャッシュカードによる振替をご利用になる場合）

「積立定期通帳」をお持ちのお客さま(目的積立わくわくプランとしてお預けいただいているお客さま)については、次の預金規定を適用します。

- ・目的積立わくわくプラン規定
- ・共通規定（通帳制定期預金規定集）
- ・中銀キャッシュカード規定（キャッシュカードによる振替をご利用になる場合）

以 上

（2020年4月1日現在）